

令和5年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和5年3月15日（水曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第14号 令和5年度八丈町介護保険特別会計予算
- 第 3 議案第15号 令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第16号 令和5年度八丈町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第17号 令和5年度八丈町水道事業会計予算
- 第 6 議案第18号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算
- 第 7 議案第19号 令和5年度八丈町病院事業会計予算
- 第 8 議案第20号 令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算
- 第 9 議案第21号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第22号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第23号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第24号 八丈町立公園条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第25号 八丈町水道事業分担金条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第26号 八丈町給水条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第27号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第28号 八丈町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第29号 八丈町火葬場の指定管理者の指定について
- 第18 議案第30号 富士見地区公会堂の指定管理者の指定について
- 第19 議案第31号 損害賠償の額の決定について
- 第20 議案第32号 損害賠償の額の決定について
- 第21 議案第33号 損害賠償の額の決定について
- 第22 承認第 1号 議員の派遣承認について（令和5年度東京都町村議会議員講演会）
- 第23 承認第 2号 議員の派遣承認について（令和5年度要望活動）

- 第24 承認第 3号 議員の派遣承認について（令和5年度町村議会議長・副議長研修会）
 第25 承認第 4号 議員の派遣承認について（小笠原親善訪問）
 第26 承認第 5号 議員の派遣承認について（令和5年度行政視察研修）

出席議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
教育長	佐藤誠君	企画財政課長	和田一宏君
総務課長	高野秀男君	総務課長補佐	山下進君
税務課長	福田高峰君	住民課長	佐藤真一君
福祉健康課長	奥山勉君	福祉健康課長補佐	大澤知史君
建設課長	瀬筒国治君	産業観光課長	大川和彦君
会計課長	田村久美君	企業課長	菊池拓君
教育課長	菊池良君	消防長	菊池邦彦君
病院事務長	菅原宏幸君	代表監査委員	浅沼拓仁君
住民課長	菊池直貴君	福祉健康課長	菊池泰君
医療年金係長		福祉係長	
企業課長	岡野豊広君	企業課長	櫻庭郁也君
企業水道浄化槽係主査	関村優子君	水道浄化槽係長	
		病院業務係長	菊池裕介君

事務局職員出席者

事務局長 高橋 太志 君

書記 佐々木 謙一 君

庶務係長 山本 良太 君

書記
(録音) 山本 優馬 君

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和5年第一回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

議案説明のため、町長、副町長、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に、1番、2番議員を指名いたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、議案第14号 令和5年度八丈町介護保険特別会計予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 皆様、おはようございます。

書類番号の8番をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第14号 令和5年度八丈町介護保険特別会計予算。

令和5年度八丈町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億467万4,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（奥山 勉君） はい。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款保険料につきましては、介護保険事業計画により 3 年に 1 度の保険料改定を行ってございます。現在は、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期計画期間として、前回の基準月額より 46 円上げました 5,931 円に設定し、この基準額を基に保険料を算定してございます。令和 4 年度当初はコロナ禍による所得の減少等を考慮しまして、実際の試算額より約 600 万円ほど少ない 1 億 8,600 万円台で計上したため、本予算書での前年度の比較では大きく伸びておりますが、実際現在の調定額が 1 億 9,300 万円台とコロナ禍による所得の影響が少なかったため、令和 5 年度は試算額どおりの 1 億 9,400 万円台で計上をしてございます。

次に、2 款分担金及び負担金 2 万 8,000 円ですが、青ヶ島村の方の介護認定を受けてございます。その委託金でございます。

8 ページから 9 ページにかけての 3 款使用料及び手数料については、科目設定でございます。

4 款の国庫支出金です。本年度予算は、前年度より 1,045 万円増の 2 億 7,082 万 2,000 円でございます。国庫負担金につきましては、歳出の中の保険給付費に対する国の負担割合から計上してございます。国庫補助金の調整交付金につきましては、65 歳以上の高齢者の割合や第 1 号被保険者の方の所得段階の格差による保険料の不均衡を是正するために交付されるものです。

その下の地域支援事業交付金は、介護予防事業や地域包括支援センターの委託費に係る補助金となります。

10 ページをお願いいたします。

4 目、5 目につきましては、令和 3 年度まで機能強化推進交付金として 1 本で予算計上していたものですが、令和 4 年度より実績評価やリハビリテーション専門職の活用等の部分と、それ以外の介護予防、健康づくり等、分けて計上してございます。

5 款支払基金交付金です。本年度予算は、前年度より 999 万円増の 2 億 8,075 万 4,000 円でございます。介護給付費交付金は、国庫同様に保険給付費に対する負担割合から算出をしております。

続きまして、6 款都支出金です。本年度予算は、前年度より 480 万 9,000 円増の 1 億 5,733 万 6,000 円でございます。都負担金につきましても、歳出の中の保険給付費に対する都の負担割合から計上してございます。

11 ページをお願いします。

都補助金の地域支援事業交付金は、国庫補助金同様、介護予防事業や地域包括支援センターの委託費に係る補助金となります。

次に、7款財産収入ですが、科目設定でございます。

続きまして、8款繰入金です。本年度予算は、前年度より380万6,000円増の2億104万3,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

1項1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金につきましては、国や都と同様に負担割合が決まっております。

3目その他一般会計繰入金につきましては、職員の給与や介護保険システムに要する経費、介護認定調査に関する費用として繰り入れるものですが、人事異動等に伴う職員給与費やシステム改修費の増が主な要因でございます。

その下の4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、軽減分を繰り入れるものです。この繰入金には国と東京都からの補助金分も含まれており、軽減分の負担割合は国が2分の1、東京都と町が各4分の1となります。

2項基金繰入金については、歳入保険料と歳出保険給付費の伸びの部分を補うために基金を取り崩すものです。

続きまして、9款繰越金ですが、科目設定でございます。

13ページに移りまして、10款諸収入です。3項雑入につきましては、主に介護予防・日常生活支援総合事業の利用者負担金になります。

14ページをお願いいたします。

一番下になります。

以上、歳入合計、本年度11億467万4,000円、前年度10億6,736万4,000円。前年度の比較3,731万円の増。

次、15ページに移ります。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、前年度より446万3,000円増の3,964万4,000円でございます。

1項総務管理費は、職員人件費や介護保険システムに要する経費等で、システム改修委託料の増額が主な要因でございます。

16ページに移りまして、2項介護認定審査会費は、介護認定調査等に要する経費で、開催回数の変更に伴う報酬と費用弁償の減額でございます。

17ページに移りまして、2款保険給付費になります。要支援1、2の方の介護予防サービス等諸費の利用は変わらないものの、介護サービス等諸費、高額介護サービス等費という要介護1から5の方のサービスの利用が増えてございます。3,300万円の増ということで、10億14万5,000円で計上してございます。

1項介護サービス等諸費は要介護1から5の方の介護サービス給付費、18ページに移りまして、2項介護予防サービス等諸費は要支援1から2の認定を受けた方の介護サービス給付費となります。

19ページをお願いいたします。

3項その他諸費は、国保連合会に介護給付費請求書の審査支払い業務を委託しているものでございます。

4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費は、利用者世帯の所得によりまして負担限度額が設定されてございます。介護サービスに対する自己負担並びに各医療保険と介護保険の自己負担の合計額が限度額を超えた分を利用者に戻すというものでございます。

20ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設介護サービス利用の非課税者に対し、食費、居室代の補助を行うものですが、八丈町は利用者の多くの方がサービスの対象者となっております。

3款財政安定化基金拠出金、4款基金積立金につきましては、科目設定でございます。

21ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費です。前年度とほぼ同額の6,408万5,000円でございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、要支援1から2の方の訪問、通所を利用した際の費用等になります。

2項一般介護予防事業では、令和5年度につきましても自立支援、重度化防止の一環として、各地域において介護予防の普及啓発に努めてまいります。

22ページから23ページにかけて、3項包括的支援事業・任意事業につきましては、地域包括支援センター委託料や家族介護教室委託料ほか、令和5年度についても認知症サポーター講座を実施しまして、島内における理解度の啓発に努めてまいります。

4項その他諸費の審査支払手数料につきましては、介護予防・生活支援サービス請求に係る審査支払い業務を国保連に委託しているものでございます。

24ページをお願いいたします。

6款諸支出金につきましては、過年度に係る保険料の還付金等でございます。

25ページをお願いいたします。

一番下の段、歳出合計、本年度11億467万4,000円、前年度10億6,736万4,000円。前年度比較3,731万円の増。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質問ございませんか。8番。

○8番（岩崎由美君） この予算書ではないんですけども、先日というか、このたび島外より民間の車椅子やストレッチャーが乗る車が来て、非常に困っていたところ大変助かるなど思っています。それで、町との関係とか、ほかの事業所さんとの関係とか、協力関係とか、そういうことがあるかどうか教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 以前から島内の移動等、タクシーの事業者さんがちょっとやめてしまったということで、住民の皆様方には大変ご不便をおかけしたと思っております。その際、一応島外のほうから民間救急ということで、車椅子とかストレッチャーも含めて移動できるような会社さん、ちょっと八丈島のほうに知り合いの方がいらっしゃいまして、そのご縁で社長さんともお話しできて、去年から話合いを持ちまして、一応今現在、支店が東京都と北海道、あと沖縄県、こちらのほうではもう事業を展開されている。各東京、北海道、沖縄で東京消防庁や札幌市の消防、あと沖縄県ですと那覇の消防のほうから認定を受けて行っていると。今回、八丈のほうにも大変興味を持っていただいて、消防のほうにも協力いただいて、この民間救急の認定ということを出させていただきました。

そうした中で、この3月から実際もう八丈島営業所として来ていただいたというところで、まだ今月始まったばかりでして、皆さんにどのような周知の方法というところもあるんですが、まずは島内の各事業所のケアマネさんにこういった事業がもう八丈でありますよということを、3月22日に島内のケアマネさん全員にお集まりをいただいて会議をするんですが、その中でこの民間救急の社長さんに、自分たちはこういうことをやる、また将来的にはこういうこともやっていきたいという説明をお願いしているところで、快くご了承いただいたので、その辺でまず進めていくと。

あと、まだ八丈版のちょっとチラシができていないもので、もしそれができた際には広く

配布等もしていきたいというふうに考えております。

また、あわせて、この民間救急さん、八丈もですけれども都内のほうでも営業しているもので、実際例えば町立八丈病院からの転院の際、今まではまず町立病院から八丈の空港までは救急車で搬送して、その後はご家族の方に羽田から転院先の病院までを探していただくというちょっとご負担をおかけしていた。それが、この会社が入ってきていただいたことで、まずワンストップ、八丈病院から八丈島空港、羽田からまた転院先まで、そこも全て一気にできるということで、ご家族への負担も減らしていけるのかなというふうに期待してございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

8番、どうぞ。

○8番（岩崎由美君） そういう大変いいお話だと思います。それで、例えば介護保険が使えるとか、何かそういった形というのは、まだまだこれからの議論の中でやっていくということによろしいですか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） まずは3月に八丈の中で、今現在はまだ国からの免許は一般の乗り合いという免許区分のところになってございますが、あちらの代表の方とお話しして、その後には介護タクシーもできるよとか、そういったいろいろな資格を取って、この八丈の中でいろいろ展開をしていきたいというお話を聞いてございます。

（岩崎議員「分かりました。ありがとうございました」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 17ページ、保険給付費なんですけれども、約3,300万の増額、これ介護の1から5の方が増えているということで予算措置はいいんですけれども、どうしてもこれ人手が必要になると思うんですけれども、介護職員が不足しているような話を聞くんですが、こちらのほうの手当てとか対策はあるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） サービスの利用等増えてきているというところで、まずもう全国的にこの介護職、介護職以外も実際この八丈町でもいろんな職員足りていないという状況で、大変厳しいという中で、実際この介護職についてもできるだけ抑制といいますか、そういった部分も必要ですが、住民の今とかここ数年考えていることが、私どものほうで

は、今まではどのような介護サービスを展開していくかというところに重きを置いていたんですが、ここ数年でももちろん住民の方への介護サービスも重要ですけども、介護事業所への支援、ここも支えていかないと将来的にはもうどうしようもなくなるということもございまして、今現在この話については各事業所さんでやるとかいうことではなく、今後は八丈町として、いろんな町から事業所さんが協力をしてどのように住民を支えていくか、人数は減ってはいきますけれども高齢化率は進んでいきますので、そういった部分でいかに本当に皆様方に一番いいといたしますか、そういったサービスができるように今後も協力していきましようということも、もう先月、事業所さん回っていろいろお話をしてきたということもございまして。

また、あわせて、令和5年度につきましては、東京都の福祉保健局さんの予算上でも、外国人の職員のマッチングの相談窓口を設けるということも令和5年度で初めて予算化していただいています。実際これ福祉保健局さんのどこの部署がやるとかいうことではなく、多分そういった関係のところ委託されると思うんですけども、そういった中で人材的に困っている事業所さんが直接そちらに相談を入れれば、窓口としてマッチングじゃないんですけども、そういったこともやっていただけるという話も聞いておりますので、そこで何とかまずはやっていこうというふうに考えてございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君） ありがとうございます。確かに大変な状況分かるんですけども、この予算の中で今度介護予防の予算のほうは横ばいだと思われるんですけども、ぜひ予防にも力を入れていただきたいと思います。要望です。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

○5番（山下則子君） 先ほど課長が認知症サポーター講座ということをもっと充実させていきたいとおっしゃっていらっしゃいました。私も、やはり今まで普通に接していた方がしばらく話していると普通の話じゃなくなるなという経験はあるんですね。それなので、誰がどう、私もいつどうなるか分かりません。やはり私自身も認知症サポーター講座を受けたいなと思っていますし、またここにいらっしゃる議員さん方もそういう勉強は皆さん一緒にしたいなと思っていますし、ぜひ議員さん方の有志というか意向があれば、議員さん向けとか、あと庁舎の方々向けの認知症サポーター講座というんですか、そういうのを

持っていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今回の認知症等もなのですが、昨日1番議員のほうからも、補助金の関係で地域生活支援センター等で、そこで重層的な支援をしていかなければいけないということも回答させていただいたんですが、やはり認知症も含めてその辺はもう町としてやっていかなければならない。もう認知症だけでなく障害の方も、あとお子さんも、そういった部分でも全てが何とかうまく横のつながりといいますか連携できるような、そこで1つの部署をつくるというわけではないんですが、そうした中でやっていきたいというふうに考えています。

この認知症のサポーターに関しましても、実際うちの職員の中でももう講師の資格を持っている者もおりますので、ご希望であればぜひともこちらのほうからお願いをしたいと思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第14号 令和5年度八丈町介護保険特別会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第3、議案第15号 令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） おはようございます。

ただいまの介護の次、黄色の用紙の次の1ページをお願いいたします。

議案第15号 令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,887万6,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の数値で、主な項目について説明申し上げます。

歳入。

1款1項後期高齢者医療保険料9,115万8,000円、601万2,000円の増。当初予算作成時、被保険者数が前年より71人ほど増の1,454人となったことが要因となっております。令和5年度の保険料は2年に1度改定する2年目に当たり、令和4年度と同様、均等割4万6,400円、所得割9.49%となっております。

その下、2款1項手数料3,000円。科目設定でございます。

一番下、3款、次のページになります。1項都補助金30万円、20万円の増。歳出の保険事業への補助金となります。

その下、4款1項他会計繰入金1億3,160万4,000円、312万7,000円の増。一般会計からの繰入金で、歳出の広域連合への負担金のほか職員給与費や健康診査に係る応分の負担となります。

一番下、5款、次のページにわたります。1項繰越金1,000円。科目設定でございます。

6款1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項預金利子1,000円は、いずれも科目設定となります。

一番下、4項受託事業収入580万3,000円、92万7,000円の減。

下のページの1節健康診査受託事業収入と2節葬祭費受託事業収入は、広域連合からの収入となります。

5項雑入2,000円。科目設定となります。

ということで、一番下の行、歳入合計、本年度2億2,887万6,000円、前年度2億2,046万

4,000円、841万2,000円の増。

次のページをお願いいたします。

歳出にまいります。

1款1項総務管理費767万4,000円、109万8,000円の減。

11節の役務費、郵便料は、保険証の更新が令和5年度はない年のため、120万ほど減で計上しております。

下のページ、2項徴収費8万5,000円、1万8,000円の減。主に滞納債の通知に係る費用でございます。

2款1項葬祭費425万円、130万円の減。当初では85人分の葬祭費を計上しております。

3款1項広域連合納付金2億1,376万8,000円、1,073万5,000円の増。

次のページをお願いいたします。

歳入の一般会計繰入金のところでも説明申し上げましたが、18節の項目について、広域連合が示した額を負担金として支出いたします。

4款1項保健事業費268万9,000円、19万3,000円の増。がん検診と同時に実施している健診事業費となります。

5款1項償還金及び還付加算金40万2,000円、10万円の減。

下のページ、1目は過年度に係る保険料還付金となります。

6款1項予備費8,000円。

一番下の行、歳出合計、本年度2億2,887万6,000円、前年度2億2,046万4,000円、841万2,000円の増。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 10ページの一般管理費で、保険証の発行がなく減額になったということなんですが、今後マイナンバーカードへ移行すると思うんですけれども、そちらの影響とかあれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） マイナンバーが確かに保険証の代わりになるということでございますけれども、まだまだ令和5年度は併用ということで、将来保険証が発行されなくなったというのが今話題になって、資格証をマイナ保険証、資格確認証ということで代わりになる

ものを交付するというところでございますが、いずれにせよ令和5年度につきましては併用期間で、なおかつ2年前に令和4年度に発行しているのが2年間通用しますのでということで、ちょっと影響はないということでございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第15号 令和5年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、議案第16号 令和5年度八丈町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの後期のピンク色の用紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第16号 令和5年度八丈町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度八丈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,591万6,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

こちら、8ページをお願いいたします。

後期同様、歳入歳出とも本年度の項の数値で、主なものについて説明申し上げます。

歳入。

1款1項国民健康保険税2億4,518万7,000円、727万2,000円の増。保険税は改定せず、令和4年度と同様となりますが、収納率を0.5%引き上げ95.5%で計上しております。また、東京都が示す八丈町へ対する現在の所得割、均等割、平等割の3方式の標準保険税率の実質保険税率と実際の町の税率との差は、医療給付費分は八丈町のほうが少ない率、額なものの、後期高齢者支援金分と介護納付金分は八丈町の保険税率と額とも多い状況となっております。ただし、都道府県内の保険料水準の統一化が国が定める国保運営方針に明記されているので、今後も注視していく必要があります。

また、現国会で、国保関係においては軽減判定所得が引上げ、こちら5割、2割の軽減者が増えるということになる一方、後期支援分の賦課限度額が2万円引き上げられる改正案が審議されることとなっております。

次の下の9ページ、2款1項手数料1,000円。科目設定でございます。

次の10ページをお願いいたします。

3款1項国庫補助金1,000円。科目設定です。

4款1項都補助金7億8,110万4,000円、9,548万2,000円の減。医療費分の実績に連動する普通交付金は、令和4年度の実績見込みにより8,200万ほど減して計上しております。市町村の財政状況に応ずる特別交付金も、令和4年度の実績見込みにより減で計上しております。その下の都補助金は、特定検診事業費への補助金となります。

5款1項財産収入1,000円。科目設定でございます。

一番下、6款、次のページにまたがります。1項他会計繰入金9,960万8,000円、542万円の減。1節、2節の低所得者に対する保険税の軽減分及びその影響に対応する分のほか、4、5、6、7節も法令等で定められている一般会計からの繰入金ですが、8節のその他一般会計繰入金はいわゆる法定外の繰入金で1,231万8,000円、前年度より652万円少なく改善したものの、現在の税率、税額では均衡せず、一般会計からの応援が必要な状況となっております。

7款、次のページ、12ページです。1項繰越金1,000円と8款1項延滞金、加算金及び過料5,000円と2項預金利子1,000円、次のページの3項受託事業収入1,000円、4項雑入6,000円は、いずれも科目設定でございます。

次の14ページをお願いいたします。

ということで、一番下の行になりますが、歳入合計、本年度11億2,591万6,000円、前年度12億1,954万6,000円、9,363万円の減。

下のページ、歳出になります。

1款1項総務管理費3,342万円、73万9,000円の減。人件費や事務費関連費となります。

次のページをお願いいたします。

下のほうになります。2項運営協議会費41万8,000円、増減なし。国保運営協議会関係費でございます。

下のページ、3項趣旨普及費42万円、増減なし。パンフレット印刷製本費等でございます。

2款1項療養諸費6億5,054万8,000円、7,187万3,000円の減。令和4年度の実績見込みと120名ほどの被保険者の減を見込み、減額して計上いたします。

次のページをお願いいたします。

2項高額療養費9,488万円、1,052万6,000円の減。主に人工透析や長期入院された方々が対象となる支出項目でございます。

3項移送費20万1,000円、増減なし。

下のページ、4項出産育児諸費470万3,000円、50万円の増。この後、条例改正により、現行から1人当たり8万円引き上げ、48万8,000円の支給に改める予定となっております。

5項葬祭諸費175万円、増減なし。1人当たり5万円で35人分を計上しております。

6項結核・精神医療給付金90万円、増減なし。結核・精神医療について、定められた本人負担額以上の医療費を給付いたします。

7項傷病手当金100万円、増減なし。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金でございますが、皆さんもご承知のとおり、5月7日までが適用というふうな形になる予定となっております。

3款1項医療給付費分2億448万円、383万2,000円の減。東京都から示された額を納付します。令和4年10月時点で、全国では短時間労働者が社保へ移行したこと等により被保険者は4.0%減少しております。

次のページをお願いいたします。

2項後期高齢者支援金等分7,616万7,000円、456万4,000の増。こちらは、団塊の世代の後期への加入に伴い、令和4年10月時点で被保険者数が3.6%増加しております。

その下、3項介護納付金分2,986万8,000円、57万2,000円の減。

4款1項共同事業費拠出金2万円、増減なし。

下のページ、5款1項特定健康診査等事業費1,208万3,000円、188万6,000円の減。健康診査関係の事業費となります。

その下、2項保健事業費31万3,000円、増減なし。

次のページをお願いいたします。

6款1項基金積立金1,000円と7款1項公債費1,000円は、いずれも科目設定でございます。

8款1項償還金及び還付加算金405万3,000円、104万9,000円の増。1目で保険税還付金を計上しております。

下のページ、2項延滞金1,000円は、科目設定でございます。

3項繰出金868万9,000円、1,031万5,000円の減。一般会計繰出金は、歳入で計上した滞納繰越分に徴収実績率を加味して計上しております。病院事業会計繰出金は、機器購入費が非対象となる年度で、糖尿病教室等の講師招聘費と交付金分を計上しております。

9款1項予備費200万円、増減なし。

次のページをお願いいたします。

ということで、一番下の行、歳出合計、本年度11億2,591万6,000円、前年度12億1,954万6,000円、9,363万円の減。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第16号 令和5年度八丈町国民健康保険特別会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第5、議案第17号 令和5年度八丈町水道事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号9をお願いします。

1ページをお願いいたします。

議案第17号 令和5年度八丈町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和5年度八丈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道施設整備事業。限度額1億1,800万円。老朽管更新、大賀郷・大川浄水場改修事業に係る起債になります。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

21ページをお願いします。

令和5年度八丈町水道事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1款水道事業収益4億8,602万6,000円。

1項営業収益2億6,876万4,000円。令和4年度当初予算比で、約500万円減額としています。

2項営業外収益2億1,726万1,000円。均衡予算として、前年度と同額の2,500万円を計上しています。また、長期前受金戻入も1,666万円増となっています。

次のページをお願いいたします。

支出。

1款水道事業費用4億6,096万7,000円。

1項営業費用4億4,222万1,000円。営業費用については、令和4年度当初予算比で2,008

万2,000円の増となっています。主な要因は、各施設の動力費の増と、25ページの6目減価償却費が増となっています。

続きまして、25ページ、2項営業外費用1,854万5,000円。こちらは前年度並みで、主に企業債利息となります。

3項特別損失1,000円。

4項予備費20万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

収入。

1款資本的収入5億5,255万7,000円。

1項企業債1億1,800万円。老朽管更新、大川浄水場改修事業に係るものです。

2項一般会計繰入金5,218万2,000円。地方公営企業繰出基準に基づき、一般会計から繰り出しを受ける児童手当補助、大川浄水場改修に対する出資金、簡易水道事業整備に係る元金償還に対する一般会計出資金になります。

3項国庫支出金7,045万1,000円。こちらも大川浄水場改修、大賀郷浄水場停電対策事業に係る補助金です。

4項都支出金3億1,192万4,000円。老朽管の更新、大川浄水場改修、中央監視装置改修、大賀郷浄水場停電対策事業に係るものです。

次に、支出。

1款資本的支出7億2,023万6,000円。

1項建設改良費5億8,426万3,000円。大川浄水場に係る職員人件費2名分、配水管等布設工事3件、鴨川導水管更新工事、中央監視装置改修工事、大川浄水場改修工事、以上6件のほか、来年度以降に向けた工事設計を行います。場所については企業課の当初予算説明資料10の10ページ以降にありますので、ご確認をお願いします。

次のページの2項企業債償還金1億3,597万3,000円。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,767万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,663万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,085万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1,019万円で補填いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

7番。

○7番（沖山 昇君） 大分漏水とかご苦労されていると思うんですけども、老朽管の入替えの工事、何件かあるようなんですけれども、これは全てハイポリだと思んですが、どれぐらいもう改修できたか、パーセント分かりますでしょうか。お願いします。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 申し訳ございません、今手元に数字がございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 水-21ページの営業収益のところなんですけれども、水道料金等が示されていますけれども、この後条例の一部改正ということで分担金と水道料の料金改定があると思うんですけども、それが一応、これが通ったらの話なんですけれども10月から行うというふうになっていると思うんですけども、そのところは加味されているのでしょうか、教えてください。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） こちらの21ページにあります当初予算につきましては、料金の改定分については加味してございません。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第17号 令和5年度八丈町水

道事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、議案第18号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 水道事業会計予算書の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第18号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算。

総則。

第1条、令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除き文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、建物整備事業。限度額1,200万円。こちらは、バス事務所建築に係るものになります。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

18ページをお願いします。

令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

1款自動車運送事業収益1億9,479万2,000円。

1項営業収益9,615万4,000円。乗合収入は、令和4年度当初予算と同程度を見込んでいます。貸切収入につきましては、近年では最も高い収入を見込んでおります。

2項営業外収益9,863万7,000円。赤字補てんが100万円増となりましたことにより増額となっております。

3項特別利益1,000円。

次のページに移りまして、支出。

1 款自動車運送事業費用 1 億9,205万円。

1 項営業費用 1 億6,302万8,000円。会計年度任用職員バスガイド 1 名分の人件費と、次のページの軽油費等の増により、前年度当初予算と比べ856万3,000円の増となっています。

22ページをお願いします。

2 項営業外費用46万4,000円。企業債利息分が増となっています。

3 項特別損失2,835万8,000円。旧バス事務所解体工事によるものです。

4 項予備費20万円。

次のページに移りまして、資本的収入及び支出。

1 款資本的収入 1 億6,300万円。

1 項企業債1,200万円。建物整備企業債です。

2 項都補償金6,700万円。バス事務所の移転補償金分です。

3 項一般会計繰入金8,400万円。一般会計出資金です。

支出。

1 款資本的支出 1 億8,451万9,000円。

1 項建設改良費 1 億8,052万2,000円。建設中のバス事務所・車庫につきましては、令和 5 年 7 月末に完成の予定となっています。固定資産購入費では、新しいバス車庫用の備品購入を予定しています。

2 項企業債償還金399万7,000円です。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,151万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,032万1,000円、過年度分損益勘定留保資金72万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1,192万1,000円で補填いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

9 番。

○9 番（浅沼碧海君） すみません、予算というよりもちょっとお伺いしたいことがあります。

1 月 23 日から 2 月 22 日まで行われた八丈島デマンドタクシー試験運行についてお伺いします。

実際、僕自身も乗ってみて、中身に関してはちょっといろいろ言いたいところはあったんですが、これは都の事業だと思うので中身については置いておきます。ただ、八丈島の規模で考えると、このデマンドタクシーが普及されれば町営バスのコストを抑えることができたり、あともう少し町民に寄り添ったサービスができたり、夜も使えれば利用者も増えたりと、

可能性のある事業だと乗ってみてすごく思いました。

町として今回のこの試験運行について感想があればお聞きしたいのと、また今後八丈町として活用していく意向があるのかどうか、考えをお伺いしたいです。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今回のデマンドバスの試験につきましては、私も試験結果の報告は聞いておりますが、坂上に関しては利用客の方が結構少なかったということで報告を受けております。坂下についてはそこそこの利用者がいたということで、年齢層についても、お年寄りというよりは若い方のほうの利用が多かったという報告を受けております。

バスのほうの影響があったかということに関しましては、バスの路線の運行との時間がずれていたことによって、今回の試験に関しては影響はなかったと思っております。

今後の利用については、デマンドバスに関しましては今回は路線バスとほぼ同じ路線を運行していましたので、それ以外のほう、ルートの検討が必要ではないかなと私は感想として思っております。

以上になります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

9番。

○9番（浅沼碧海君） ご回答ありがとうございます。正直、坂上に関しては町営バスとほとんど変わらない、デマンドタクシーとしての魅力がほとんど生かされていなかったと乗ってみて思いました。そうしたら、やっぱりデマンドタクシーでしたら、例えば免許を返納された人たちの家の近くまで行ければ当然利用の可能性は増えていくと思いますので、できれば八丈町として検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。要望です。

○議長（山本忠志君） 要望でいいですか、回答は。

○9番（浅沼碧海君） 大丈夫です。

○議長（山本忠志君） 続いて、3番。

○3番（奥山幸子君） 関連です。

私も2回ほど乗ったんですけども、課長おっしゃるように若い人のほうがむしろ高齢者より利用していたという、1日10件ぐらい利用があったそうなんですけれども、何で若い人がたくさん使うかというと、その予約アプリがすごく便利なんですよ。直前でも予約できる、夜中でも予約できるということで、そういうメリットがあると、むしろ高齢の方は使いにくいということがあって、登録するのに物すごく面倒くさいんですよね。それをお1人お1人

にそれやってもらうのは大変だから、昨日言ったサステナブルの話がありましたけれども、それでデジタルの部分を協力するというか開発するというか、その辺使えたらいいのかなって思ったんですけども、すぐにできることではないので、これからまたデジタル協議会のほうでは何回か試験的な実証実験をするっておっしゃっていますが、それが済んだ後、そのアプリをデジタルのほうでやってもらって、ご高齢の方は登録が面倒くさいから、それを与えるみたいな感じで登録してあげるみたいな感じでやると物すごく便利に使える、ドア・ツー・ドアで使えるようになるんじゃないかなって思っているの、その辺今後の問題として考えていただけたらと思います。

○議長（山本忠志君） まず、企業課長に、その辺のところ、いかがでしょうか。

○企業課長（菊池 拓君） 私も今回の試験の結果を聞いている中で、高齢者よりも若い人のほうの利用が多かったということで、やはりアプリの登録、そちらのほうでの予約ということ、あとまた坂上に関しては前日までの予約だということだったと思います。そういうちょっと使い勝手が悪いといいますが、悪いと言ったらあれですけども、そういう使い勝手の部分で今回ちょっと利用者が少なかったのかなという部分も私は感じています。

今後の高齢者のアプリの問題に関しては、使い方の方とか、そういう説明に関しましては考えていかなきゃいけない部分ではあると考えております。

○議長（山本忠志君） 関連して、サステナブル・アイランドの創造事業の中のメニューの一つとしてという提案もありましたけれども、企画財政課長あるいは副町長、いかがでしょうか。

○副町長（山越 整君） サステナのほうでどういうふうにするかというところでいくと、ちょっとこの今回のアプリってもう既に出来上がっているアプリの話なので、これをいじれるかどうかの問題が多分あります。その使いやすさといったときに、まず東京都さんが実証実験でやっている話で、これ令和5年度も継続してやるという話ですので、その中でその使いやすさをどう求めるか、そのときにサステナとどうリンクできるかという中でいくと、前にもお話ししたように、我々サステナの中で高齢者がスマホを前提にした今いろんなキャッシュレスも含めてなんですが、そうではない部分でもデジタルの恩恵を被れないかなという視点を入れていきますという話の中で、いわゆるスマートディスプレイ、そういったので予約ができるのかというのは多分あり得ると思います。

ただし、恐らく乗ったときに、料金の精算って多分スマホとかでキャッシュレスでやるとかってなると、どうしてもスマホを持っていないとってなるので、そのところをどうい

ふうに運用面として折り合いをつけることができるかなというのは考えていかないと多分いけないと思います。

ただ、さっき言ったように、スマートディスプレイでの予約までは多分サステナの中でメニューを少し追加してやればできる話なので、そういったことは来年度の東京都さんの実証実験の状況を見ながら、高齢者の方が使いやすいようにするためにはどういうふうに工夫ができるかというのの検討はできます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

続いて、1番。

○1番（真田幸久君） 今回のデマンドバス事業の実証実験というのは、そのこと自体はいいことだとは思いますが、ほかの自治体でも見られるように、実証実験で終わってしまっているパターンが非常に多いです。これ恐らく収益性の問題が影響していて、決して収益的には黒字になるようなものではないので、既存の町営バス事業との関係をどうしていくとか、そういった問題が絡んでくるので、今後実証実験を続けるのであればそういった収益性の部分の数字のほうを町のほうでもきちんと把握していただいて、そちらのほうのいわゆるある意味マイナスの情報というのもきちんと住民の方に周知することによって、便利だから入れようという議論の一方で、それにはどれだけのコストがかかって、そこにまた予算を使っていかなければならないということも含めて、あわせて今後開示していただいたほうがいいのかと思いますので、これは要望です。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。せっかくですから、企業課長さんにお考えを伺ったらどうですかね。そちらのほうで。

副町長。

○副町長（山越 整君） まさにそのとおりだと思っています。今回の実証実験、デマンドのタクシーは無料ということで、無料で今の利用者の方たちでしたので、これがお金を取ってというふうになったときに、利用者さんがどれぐらい利用してどれぐらいの採算性が取れるのかというところに多分なります。そうすると、民間の事業者さんがそれで採算が取れてできるのかどうかというところが一番ですし、そういったところも含めて来年度東京都さんがもう一回実証実験で、しかもちょっと時期をもう少し長めに取ってというお話ですので、そういったいわゆる採算性の問題と利用者さんがどれぐらい利用するのか、それからそのときに利用のしやすさってどういうふうにすればいいのというところの検討が多分来年度かなと

いうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

5番。

○5番（山下則子君） その実証実験、来年度に向けてということなんですけれども、ルートの変更とかそういうのは町からも要望できるんでしょうか、副町長。

○議長（山本忠志君） いいですか。

副町長。

○副町長（山越 整君） 東京都さんとちょっと打合せはしていますけれども、ルートの変更は東京都さんも考えていらっしゃるって、特に坂下でのルートはもう少し広がりを持ってとか、いろんなことはやっぱり東京都さんとしても考えていますので、それに関してはもし追加で我々が何かお話ができて、それが反映されるのであればお話ししたいというふうに思いますが、結構もう東京都さんとしても綿密な計画を練っていらっしゃいますので、面的なルートの広がりはあるというふうに聞いております。

○議長（山本忠志君） そのほか。

9番。

○9番（浅沼碧海君） 則子議員関連で、このことについては私も直接電話してお伺いしたんですけれども、今回は一応島内利用者をメインに据えているので、空港でしたり船着場のルートはなかったと。ただ、今回はそこも入れて、なるべく島外からの利用者も増やしていきたいという考えはお聞きしました。

○議長（山本忠志君） 議員間討議という何かシフトがちょっと変わってきたように思う。それでもいいと思います。それは議員さん、おかしいんじゃないかという議員同士でもこれはやるべきだと思います、僕はね。ちょっと余計なこと言いましたけど。じゃ、今の話はそういうことで、執行部のほうの答弁はありませんので。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 関連でいくと、一応今デマンドが出ているんですけれども、そういう実証実験をして今後もやっていくということがあったときに、ぜひ町のバスのほう、路線バスのほうとのすみ分けというのをしっかりしていただいて、今ただそちらをやっているからもう町はそのままでもいいよというわけではなくて、ここすみ分けをしないと収益等もいわゆる改善されないんですね。これは一緒になってやることによって初めて改善されると自分では思っていますので、ぜひそこを改善してほしいということと、今回デマンドに関しては島内

の方を中心というかメインというお話もありましたけれども、結構島外の観光客の方も使っています。それを使ったことによってすごい便利だというお話も伺っていますので、そういうところは次年度に反映していただけたらいいと思います。何かご意見があれば、よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 答弁求めますね。

企業課長、今のお考えをどうぞ。

○企業課長（菊池 拓君） 議員がおっしゃいますように、路線バスとのすみ分けというのは、私どものほうにとっても収益に関して関わってくる部分であると考えていますので、そこら辺はちゃんとルートの問題ですとか、そういうところはちゃんと考えて検討していきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。ほかにございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） デジタルではなく、アナログの話です。もう来年度というか、いろいろ予約が入っていると思います。タクシーが減り、いろいろな足が減ってきて、団体の集客状況なんですけど、結構予約が取れないという状況があると聞いています。今、結局予約が取れないようなことというのはどのぐらい発生しているか、もしお分かりになればお願いします。

○議長（山本忠志君） それでは、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 貸切バスのほうについては7台しかございませんので、その限られた車両の中で予約を受け付けるとなりますと、当然すぐ予約が集中すると埋まってしまいます。どれぐらいの数のお客さんにキャンセル待ちをさせていただいているかというところに関しましては、今ちょっと情報がありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） それがすごく今後だんだんコロナも終息して、お客さんも多くなって、団体のバスが走っているのを見ているわけですけども、あまりそれが多いようですとどんな影響があるのか、今後考えていかなければいけないかなと思うので、急ぎませんので状況について教えてください。これは要望でオーケーです。

○議長（山本忠志君） 後ほどデータ調べて。

では、4番。

○4番（浅沼清孝君） 23ページの町営バス事務所・車庫建築工事関連についてですけれども、聞くとところによると、現場事務所の現場代理人が常駐していないって聞いているんですけれども、本当にこれは管理しているんですかね。工事の進み具合も教えていただきたいんですけど。

○議長（山本忠志君） 企業課長、よろしいですか。

○企業課長（菊池 拓君） 現場代理人が常駐していないという話は、私は聞いておりません。いる形で工事のほうは進めていると思っております。

工事の進捗に関しましては、2月時点で55%、工事進捗しております。ただ、この55%という数字も結構遅れた数字になっていまして、7月の完成までに合わせて、今急いで工事のほうを進めている状況となっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは、いかがですか。随分話が盛り上がりましたけれども、そろそろ閉じてよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑をこれにて終結いたします。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第18号 令和5年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。10時40分まで休憩といたしますので、40分にまたお集まりください。

（午前10時17分）

○議長（山本忠志君） それでは、休憩を解いて再開をいたします。

（午前10時40分）

○議長（山本忠志君） これから日程第7に入りますが、その前に先ほど質問のあったことについて、企業課長のほうから調べた結果を報告していただきたいと思います。

○企業課長（菊池 拓君） 先ほど7番議員からご質問のありました耐震化の状況なんですが、令和3年度末の集計状況で管全体の延長が約2万2,400メートルほどあります。耐震化のほうは7,300メートルほど耐震化が進んでおります。耐震化率が32.9%、この耐震化の7万3,000のうちハイポリに関しましては4,930メートルほどがハイポリになっていまして、こちらは全体の延長の22%が配ポリとなっております。

それから、8番議員から質問のありました貸切りの件につきましては、少し調べるのに時間がかかりますのでお時間をいただきたいと思いますが、どれぐらいのキャンセルしたかという数字に関してはちょっと把握しておりませんので、どれぐらいの予約状況かということでお調べしたいと思います。

○議長（山本忠志君） じゃ、よろしいですか。

（岩崎議員「はい」の声あり）

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） それでは、続きまして、日程第7、議案第19号 令和5年度八丈町病院事業会計予算を上程いたします。

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、黄色の紙の次の1ページをお願いいたします。

議案第19号 令和5年度八丈町病院事業会計予算。

総則。

第1条、令和5年度八丈町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○病院事務長（菅原宏幸君） はい。

それでは、2ページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、医療機器器具整備事業。限度額1億760万。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

それでは、22ページをお願いいたします。

増減主なもののみ説明させていただきます。

令和5年度八丈町病院事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款病院事業収益16億182万1,000円。前年度より4,083万1,000円の増となっております。

1 目の入院収益につきましては、令和4年度と比較しまして9,490人の患者の増を見込んでございます。

2 目外来収益につきましては、令和4年度と比較しまして12%減の6,209人の外来患者の減を見込んでございます。

続きまして、医業外収益8億5,357万1,000円、3,345万2,000円の増。

1 目補助金につきましては、病院事業費補助金につきましては1,537万3,000円の増となっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

支出。

1 款病院事業費用15億9,629万8,000円、5,650万の増となっております。

2 目の材料費につきましては、透析患者への材料費などの増加傾向により増となっております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

医業外費用1,891万5,000円、250万3,000円の減を見込んでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

1 款資本的収入2億4,921万2,000円、5,591万1,000円の増となっております。

支出。

1 款資本的支出3億4,873万8,000円、7,852万2,000円の増となっております。この中で、固定資産購入費、非常用蓄電池、これは7,320万となっております。これに関しましては平成19年に電池を入替えはしているんですが、非常用蓄電池全体の交換となりましてこの金額になってございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

5 番。

○5番（山下則子君） 事務長が今、透析患者の増を見込んでいるとおっしゃったんですけども、前に伺ったときに島外で待っている方もいらっしゃったんですが、今現在の状況等どうなんでしょうか、待っている患者さんとかいるのか。

それとも、その増になるということはベッド数というか透析のベッド数8台あって、その1台はいざという時のために空いているというお答えだったかなと思うんですけども、全部が満床になってそれだけ増になるのか、それともベッド数が増えるのか、どうなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 患者は待っている方はいらっしゃいます。数字的にはちょっと調べないとなんですが。あとは、今までコロナであまり受け入れなかった島外からのゴールデンウィーク、年末年始とか、そういう方も受入れが始まって、それ以外でも連携で入れていくんですけども、そういう方も徐々に増えていくと見込んでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑はございませんか。

8番。

○8番（岩崎由美君） ゴールデンウィークとかに島外からということは、予約制で、また島に帰省してきた人とか観光客を受けられるということですか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 突然来てということではできないので、それはお医者さん同士とか紹介状等、前段階の打合せがありまして、それで受入れをしていくということになります。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑はございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 22ページの病院収益と外来収益なんですけど、外来収益が6,200人余り減を見込んでいるという話でしたけれども、何かそういう予測すべき事例を把握しているのか、その辺を教えてください。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 昨年11月、経営会議やっております、毎月実施しております。その中でも外来数が減っているところがございます。入院患者につきましては昨年度より増えてはいる状況ではあるんですけども、そこも課題にはなったんですが、外来がずっと減り続けているという現状ではありますので、そこはなかなかちょっと検討のなぜとい

うところが、人口減とかではないということがありますので、そこは今経営会議の中でも話し合っているところではございます。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 素人考えで、コロナで控えていた方もあったのかなと思うんですけども、その辺は様子を見ないと分からないですよ。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） その影響もあると思うんですけども、通院回数がかなり減ってきているという現状もあるということで、すみません、そのところは経営会議に出たみたいで、その中である程度健康になってきたのかなという面もあると思う、病院がこう言うのもなんですけれども、ある程度の体調管理ができてきているんじゃないかということですね。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） 先日、私胃腸炎で電話受診をしたんですけども、そういう電話受診というのも外来の患者数の減のほうに入ってくるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 今、コロナ禍によってもコロナ対応も電話診察したり、そういう感染症に関しては今電話での診察が増えていると思われま。大人じゃなくて、やはり先週までインフルエンザとか、その前はノロとは判断できないんですけども胃腸炎がすごいはやって、お子さんに波及して、逆に大人の方がなって子供にうつしたという症状があったみたいなんですけれども、ちょっと人数的には把握はしていないんですがというところで、そういう形でもう電話診察は適宜やっております。

○議長（山本忠志君） 要するに電話受診も外来としてカウントされていると。

○病院事務長（菅原宏幸君） そうですね、外来としては。

○議長（山本忠志君） という質問だったと思うんですが。そのように理解してください。

1番。

○1番（真田幸久君） これは質問というか、その分析をされる際にぜひ確認したいというか知りたいことなんですけれども、いわゆる常時置かれている科のほうの人数の減り方と、恐らくもう1個の眼科とか、そういう定期的に来るものに関しては、逆に予約が入っているのに減っているとは思わないんですけども、そのあたりのところと、あと年齢別の属性とかも、もし今後分析した結果が出ればぜひとも教えていただきたいと思いますので、それは要

望です。

○議長（山本忠志君） 要望ですね。

事務長、今分かる情報ありますか。

○病院事務長（菅原宏幸君） 臨時診療に関しましては各科いろいろあるんですけども、一番人数が多いのがやはり眼科ということになりまして、ちょっと数字的には1月の初診・再診なんですけれども、眼科が合わせまして208名、1か月やっているということで、月4日やっていますので大体50人前後が受診されているということになります。

あと多いのが、精神科がこれも200名ということでこれも50人ぐらい、これは2日間やっていますので、月では6日になりますので30人ぐらいという形になります。

あとは耳鼻科が120名、これ3日間なんですけれども、多い傾向なので、一番収益的に高いのがやっぱり糖尿病と腎臓とか、その管理料が高いものは結構収益的には上がっている傾向にございます。

ちょっとお知らせになりますが、経営会議の中でも一応耳鼻科のほうを見直しまして、一応広報には載るんですけども、3日間やっていたものを2日に1日減らす、経費の削減とちょっと大学のほうにも行って交渉して、そののところも経営改善というところで、数字を調べた結果、3日間やっていたんですけども2日という形で患者さんはということになると思われます。あと、土曜診療が整形と甲状腺、神経内科やっていたんですが、そこも平日にと思っていたんですが、神経内科だけ土曜日、来年度、5年度はやるということで、ほかの整形と甲状腺は平日に持ってくる形になります。

以上です。

○議長（山本忠志君） じゃ、よろしいですね。

ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 先ほど人数が減ったということは、皆健康になったのかなというちょっとお話がありましたけれども、島外に行った人も増えている可能性もあるし、もしも健康になっているとしたらそれってすごい重要なデータだと思うんですね。それが本当かどうか分からないけれども、個人情報とかいろいろあると思いますけれども、今いろんな健康に対する余病の取組もありますので、それが実績として病院に反映されているかどうかというデータも客観的なものがあって、傾向と対策ができればいいかなと思う一方で、皆さんお忙しいと思うので、そういうことができたならやれたらいいなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 今のところ、ちょっと施政方針にもありましたけれども、令和5年度には病院経営強化プランを策定して、一応議員の皆さんたちにも確認いただく形になると思いますので、そこでいろんな今業者にもお願いしてはいますが、データ取りとかいろんなことはやっていますので、その辺でちょっと詳しく出るかどうかというのはあれなんです、ある程度の数字はそのプランの中で策定した中に出てくると思われま。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○8番（岩崎由美君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第19号 令和5年度八丈町病院事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第20号 令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 病院事業会計予算書の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第20号 令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算。

総則。

第1条、令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(「第5条を除き文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池 拓君) はい。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、合併処理浄化槽整備事業。限度額1,160万円。合併処理浄化槽の整備の部分に係るものです。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

16ページをお願いします。

令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款浄化槽設置管理事業収益6,505万9,000円。

1 項営業収益1,327万2,000円。浄化槽の使用料です。

2 項営業外収益5,178万6,000円。内容については、雑収益、均衡予算分になります。国と都の補助金は、浄化槽撤去に係る補助金です。一般会計補助金は、人件費等に対する補助です。このほか長期前受金戻入、過年度損益修正益となっています。

支出。

1 款浄化槽設置管理事業費用5,920万6,000円。

1 項営業費用5,795万1,000円。浄化槽費については、使用料納付書の印刷費、浄化槽清掃委託、保守点検委託、次のページの浄化槽修繕、単独浄化槽撤去負担金等になります。

次のページの総係費につきましては、職員人件費、会計システム導入委託を含む事務費になります。

2 項営業外費用105万4,000円。企業債の利息になります。

3 項特別損失1,000円。

次のページをお願いします。

予備費20万円。

次に、資本的収入及び支出。

1 款資本的収入4,117万7,000円、企業債1,160万円。

2 項一般会計繰入金1,214万7,000円。一般会計出資金です。

3 項国庫支出金1,528万円。浄化槽設置工事に対する補助金です。

4 項都支出金108万8,000円。企業債償還に対する補助金です。

5 項工事負担金106万2,000円。事業所に浄化槽を設置する場合の分担金になります。

次に、支出。

1 款資本的支出4,648万8,000円。

1 項建設改良費4,217万2,000円。浄化槽設置工事23基分になります。

2 項企業債償還金431万6,000円。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額531万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額232万9,000円、引継現金298万2,000円で補填いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第20号 令和5年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

ここでちょっと病院事務長より、訂正の説明がございます。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません。先ほど外来の減のところでは健康になったと申したんですけれども、病状のコントロールができていますので訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（山本忠志君） 以上の訂正でございます。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） それでは、続いてまいります。

続いて、日程第9、議案第21号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 資料番号10番をお願いしたいと思います。

議案第21号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、町営住宅への同居要件を見直すため、本案を提出いたします。

1枚おめくりください。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改修する。

第12条を次のように改める。

ということで、第12条は同居の承認に関する条文ですけれども、今回の条例の改正は、東京都パートナーシップ宣誓制度が昨年11月にスタートしたことを受けて、入居の同居の要件にこの条文の1行目最後のほうに括弧がありますけれども、この括弧書きの中の婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者のほかに、東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者というのを追加したものになります。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第9、議案第21号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山本忠志君) 続いて、日程第10、議案第22号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

- 住民課長(佐藤真一君) ただいまの住宅条例の次になります。

議案第22号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

汐間公衆便所の解体撤去等により、条例を整備する必要があるため、本案を提出します。

次のページをおめくりください。

八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例。

八丈町公衆便所条例の一部を次のように改正する。

ということで、内容につきましては、中之郷公衆トイレの地番が誤っているため正しく改めるとともに、汐間公衆トイレを解体に伴い削ります。条例上、公衆トイレは14か所となります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

- 議長(山本忠志君) 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

- 議長(山本忠志君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第22号 八丈町公衆便所条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、議案第23号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの公衆トイレの条例の次になります。

議案第23号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例を改正する必要があるもので、本案を提出します。

次のページをおめくりください。

八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、予算でも申し上げたとおり、出産育児一時金の支給を現行4万8,000円となっているのを、8万円引き上げまして48万8,000円に改めるものでございます。

施行期日。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第23号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第12、議案第24号 八丈町立公園条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、ページを1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第24号 八丈町立公園条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町立公園の占用料等について、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

1枚おめくりください。

八丈町立公園条例の一部を改正する条例。

八丈町立公園条例の一部を次のように改正する。

まず、第1条中の「町立公園の設置」を「都市公園法に基づく都市公園の設置」に改めます。これに伴って、主な改正内容といたしましては、都市公園法で定める占用料について、使用料と併せて追加をした内容となっております。

また、別表として、現在八丈町では所有していない有料施設等の表がありますので、こちらを削除し、今回の占用料の追加に伴って町立公園の占用許可による占用料という表を追加したものとなっております。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第24号 八丈町立公園条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第13、議案第25号 八丈町水道事業分担金条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 議案第25号 八丈町水道事業分担金条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

水道メーター口径の一部廃止に伴い、分担金を改めるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町水道事業分担金条例の一部を改正する条例。

八丈町水道事業分担金条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。こちらにつきましては、メーター口径の変更を行った場合の分担金の差額について、第2条に2項目を加えるものになります。

その下の表につきましては、給水工事の申込みのときにかかる分担金について、この後の給水条例の料金表の改定に合わせ、13ミリと100ミリを削る表の改定になります。分担金の

改定はありません。

附則。

この条例は、令和5年10月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（山下 巧君） 減らす場合、今まで25だったのを20にするとか、そういった場合はどうなりますか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） メーター口径を小さくする場合には、分担金は頂きません。ただし、例えば25ミリメートルから20ミリにした場合については、本来20ミリだと3万円の分担金を頂くところなんですけど、この3万円を頂かないということになります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○10番（山下 巧君） 家族が減って水道も細くしたいとか、いろいろあるかと思うので、ちょっと聞きました。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○10番（山下 巧君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑ございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） この条例に関連して、次の給水条例の一部を改正する条例とこれ絡んでいると思うんですね、施行の時期とか。例えば片方しか通らないとつじつまが合わなくなる可能性があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） この後の条例等の関連はもちろんありますけれども、この分担金条例に関しましては一応給水料金表の改定には合わせてはございますが、この分担金の料金表の改定ということだけでの条例改正でも大丈夫だと考えております。

○議長（山本忠志君） よろしいですね。

○6番（金川孝幸君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第25号 八丈町水道事業分担金条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、議案第26号 八丈町給水条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 議案第26号 八丈町給水条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

水道料金を改めるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

水道事業につきましては、施設の更新費用の増大や人口減少による収入の減少によりまして、経営は大変厳しくなっております。将来にわたり持続可能な事業を目指すため、今回議案を上程いたしました。

八丈町給水条例の一部を改正する条例。

八丈町給水条例の一部を次のように改正する。

第25条の表を次のように改める。

第25条の表ですが、こちらは装置料金になります。旧料金との比較でご説明いたします。

13ミリメートル、旧料金は380円が760円、20ミリメートル、450円が900円、25ミリメートル、460円が1,150円、30ミリメートル、550円が1,930円、40ミリメートル、590円が2,070円、

50ミリメートル、1,530円が4,590円、75ミリメートル、1,900円が5,700円、臨時用メーターは5,800円が6,000円。

次に、第26条の表は水量料金になります。これまでの表はメーター区分が3区分となっていました、これを1つ細分化しまして4区分としました。こちらにつきましては、最もメーター設置数が多い20ミリメートル以下について、旧料金との比較でご説明いたします。

水量1立方メートルを超え10立方メートルまで、旧料金110円が120円、11立方メートルから20立方メートル、145円が150円、21立方メートルから50立方メートル、230円が240円、51立方メートル以上、275円が290円となります。

以降の区分の25ミリメートルから75ミリメートルまでの料金につきましても、5円から115円の間で改定となりますが、30ミリメートルにつきましては35円から155円の間で下がる部分もあります。

次のページをお願いします。

次に、第34条、閉栓手数料につきましても、2,000円を5,000円に改めます。

次に、第39条につきましては、給水装置の切り離しについてですが、休止期間3年を過ぎ、管理者に再度休止の届けをしなかった場合、給水装置を切り離すことができる部分を削除いたします。

また、附則にあります経過措置につきましては、施行日前から使用している水道は10月に検針をして、11月に請求する分につきましては旧料金を適用しますというものです。

附則。

この条例は、令和5年10月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（金川孝幸君） 今後も安定した水道事業を継続させていくためには、十分納得できる案だと承知しております。

ただし、先ほど10月1日からの施行ということで、ちょっとこの辺が引っかかるというのは、コロナの関係で無料であった期間があって、今やっと支払いが始まった、それだけでも結構負担が大きい、まだコロナに対して取っていただいた熱い感謝の気持ちが残っているうちにここで値上げかという、このタイミングがあまりにもよくないなという思いと、さらに電気料とかいろんな料金が値上がりしていて一般家庭の負担増、さらに宿泊施設等の大量に

水道を使用する施設の経営に関しても結構厳しいお話を聞いております。

このタイミングでこの条例を通すというか、住民へ十分説明をしてから諮るべきじゃないかなとは思いますが、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今回の改定につきましては、昨今の物価等の高騰とかの状況とかも考慮しまして、平成29年に策定したアセットマネジメントによりましては、この改定の試算につきましては改定率を26%としておりました。しかし、今回こういう状況ということもありますので、平均1.20%の増ということで抑制いたしたところであります。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 金額とかそういう問題ではなく、この時期についてあまりにも悪いような気がするんですけども、今この議会、今回通すべきものなのかな、しばらく様子を見て6月にもう一度諮っていただくなり、場合によってはこの時期をずらすことも検討したほうがいいように思いますが、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 私どももこのような状況の中ということは頭の中にはございます。ですが、今後確実に増加する施設の更新の費用とかの財源を確保することは、今後極めて困難な状況になるという予測の下、事業を進めております。ですので、物価高騰とかこういう状況ではありますが、改定をさせていただくことといたしました。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑はございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） まず、この料金値上げについては、もうぜひやっていただかないといけない案件だとは認識しております。しかし、先ほどの6番議員が言ったこともかなりあると思います。本当にコロナで疲弊していて、今まで物価高騰しているこの中で、一番はまず住民の声をしっかり聞くということが大事になってくるのではないかなと思います。先にこちらの議会のほうで通してしまってから、それから後で説明するというやり方は、確かにそういうやり方も今までは慣例であったかもしれませんが、そういうやり方では今は通用しないと自分は思っていて、なぜかと言うと、先ほど言ったとおり今本当に疲弊しているんですね。大変苦しい家庭の方もいる中で、やっぱりそこは住民にまず説明をして、その意見を聞いて、それからこの案を通すという形のほうがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 昨日の一般質問でもお答えしたとおり、今回のプロセスについては今までどおりの慣例ということでやらせていただきました。ただ、住民の説明に関しましても、まず議員の皆様にも納得いただいてからということで、その後に住民の方には丁寧に説明していきたいという考えの下、今回の改定ということ、方法、行程、やり方といいますか、そういう形でやらせていただきたいということで今回上程いたしました。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 慣例でというお話がありましたけれども、こちらが例えばこの議会ですら通ってしまうと、もうこれは決まりましたということを行いながら住民に説明することになると、住民の意見がちゃんと反映されるのかなって疑問に思います。まずは先に住民の意見を聞くような場所を設けるようなお考えがないのか、ご質問させていただきます。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 確かに住民の方の声を聞くことは大事ということは認識しております。ただ、この料金ということに関しましては、そういう住民の声を聞くということに関しましては、どれもこれもということでもないと考えていますので、今後検討していきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

反対討論を先に伺いたいと思います。

それでは、まず反対討論から、ある方は手を挙げてください。

1番、登壇してお願いします。

（1番 真田幸久君 登壇）

○1番（真田幸久君） 今、質問のときに2番議員、6番議員の方がおっしゃった視点から、私も反対をさせていただきたいと思っております。

私の場合は、主な点はやはり手続上の問題として、これは一般質問等のときにも申し上げたことですが、水道料金の値上げに関してはかなり住民全般に大きく関わる問題ですので、まずは住民の方に町の側の案を提示して、なぜその案になったのかというプラス・マイナス双方の要因をきちんと細かく説明した上で、それに対する意見というのをパブリック

コメントというような形で実施していただいて、それに対する回答もきちんと町のほうからお示した上で次に議会のほうで審議すると、その過程の中で恐らく住民の方から各議員のほうにもいろいろなお話が行くでしょうし、そういったことも踏まえて議員はさらに深い判断が可能となると思いますので、今回の当条例に関しましては反対をしたいと思います。ただし、2番議員、6番議員も申し上げていますように、値上げ自体には反対ではございませんので、あくまでタイミングの問題、それから手続の進め方の問題という点で反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） 続きますので、本案に賛成者の発言を許可いたします。賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、続きますので、さらなる反対討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決については、起立により行わせていただきます。

本案の原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本忠志君） そのままちょっとお待ちください。着席してください。

賛成6名、過半数に達しておりますので、日程第14、議案第26号 八丈町給水条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 次に入ります。

続いて、日程第15、議案第27号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 議案第27号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

浄化槽使用料を改めるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

浄化槽事業につきましては、公営企業法適用により経営状況が明確となりました。今後も基数の増加が見込まれておりまして、一定の収支均衡を保つために今回議案を上程いたしました。

八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例。

八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

こちらにつきましては、これまで個人住宅の場合、分担金については浄化槽を普及促進するという町で町の負担としてきましたが、これを設置申請者に負担していただくものになります。なお、単独浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、これまでどおり町の負担とします。

次に、別表2の浄化槽使用料につきましては、旧料金との比較でご説明いたします。

5人槽、旧使用料月額2,320円が2,600円、6から7人槽、旧使用料2,410円が2,700円、8から10人槽、2,780円が3,100円、11から15人槽、4,450円が4,600円、16から20人槽、4,910円が5,100円、21から25人槽、6,580円が6,800円、26から30人槽、8,430円が8,700円、31から40人槽、1万560円が1万900円、41から50人槽、1万2,130円が1万2,500円になるという改正です。

附則。

この条例は、令和5年10月1日から施行いたします。

第11条の分担金につきましては、令和6年4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第27号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） もう一つだけ行きたいと思います。

続いて、日程第16、議案第28号 八丈町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、消防長。

○消防長（菊池邦彦君） 浄化槽の次をご覧ください。

議案第28号 八丈町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

人口減少に伴う消防団員の減少や、総務省による定年年齢引き上げ等を鑑みて、新規入団者の幅広い受け入れ及び現役団員の活動の継続を目的とし、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次のページをご覧ください。

八丈町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

八丈町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

これは私のほうからご説明いたします。

初めに、八丈町消防団員は、区分と申しますか2つ区分がありまして、火災、災害などの一線で活動する基本団員と、津波などの大災害時や台風時等の災害弱者の避難誘導など、基本団員と協力しながら特定の活動を行う機能別消防団員がございます。

全国の消防団員数は令和3年4月現在で約80万人ほどおりましたが、令和4年4月1日現

在で約78万人となり、全国で約1年で約2万人ほど減少しております。八丈町消防団においても基本団員は年々減少傾向にあり、消防団員を確保するため、基本団員、機能別団員の定年の延長、及び機能別消防団員の入団年齢の見直しを行いたいと思います。

改正の内容です。

定年の延長ですが、現在の定年は基本団員が55歳、機能別団員が65歳となっております。これをそれぞれ5歳延長し、基本団員は60歳、機能別団員は70歳としたいと思います。

次に、入団年齢の見直しですが、機能別団員の入団年齢は現在51歳からとなっております。全団員数の約24%から25%を占めております。基本団員の入団の促進活動は、現職の団員により各地域の若い方などにお声がけをするなど、これまでどおり努力してまいりますが、団員確保のため機能別団員の入団年齢を51歳から18歳まで引き下げることにより、入団しやすい環境づくりをし、全団員数の確保を図ってまいりたいと思います。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（浅沼清孝君） 団員数が少ないということなんですけれども、これ結構長い年月、30年とか団員、勤続年数が多い人もいると思うんですよ。それなのにちっとも見返りが無いとか、ボランティアで終わってしまっ、準公務員という立場上もあるので年金を少しでもつけてもらえないかということをお願いなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 消防長。

○消防長（菊池邦彦君） 消防団員の方へのこの活動に対する形でよろしいですか。

（浅沼（清）議員「勤続年数で決めてほしいんですよ」の声あり）

○消防長（菊池邦彦君） 現在、勤続年数にあれして、退職金のほうが勤続年数が増えていくって、階級にもよりますけれども、そういう形で対応しているのが今の現状でして、年金のほうはちょっと今即答はできない状態です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○4番（浅沼清孝君） 確かに分かりますけれども、これから魅力ある消防団になっていくには、何か付加価値というものが欲しいということで訴えただけなので、ご検討よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） という要望としてということですね。

○4番（浅沼清孝君） 要望です。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第28号 八丈町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

午前中の部はこれまでとして、休憩に入りたいと思います。

午後の部は13時、午後1時から開会したいと思いますので、それまでにお集まりいただきたいと思います。

休憩いたします。

（午前 11時42分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第17、議案第29号 八丈町火葬場の指定管理者の指定についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号11をお願いいたします。

議案第29号 八丈町火葬場の指定管理者の指定について。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町火葬場に係る指定管理者の指定期間満了に伴い、新たに指定管理者の指定をする必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次のページをお願いいたします。

八丈町火葬場の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記。

1、公の施設の名称及び所在地。八丈町火葬場。東京都八丈島八丈町三根3481番地1。

2、指定管理者の名称及び所在地。ジャパン・トータルサービス株式会社、代表取締役、佐久間重信。東京都千代田区麴町3丁目5番。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

こちら、八丈町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例というものがございます。その規定に基づきまして、令和4年の10月、広報及び町ホームページで周知し、約2か月間の公募期間を設けました。申請がありましたのは当該会社のみで、この会社は平成20年の火葬場竣工より2期にわたり指定管理業務を受託しております。また、同条例施行規則に沿って指定管理者選定委員会の審議の結果、当該会社を指定することとなりました。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質問ございませんか。
(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第29号 八丈町火葬場の指定

管理者の指定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第18、議案第30号 富士見地区公会堂の指定管理者の指定についてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 次のページをお願いいたします。

議案第30号 富士見地区公会堂の指定管理者の指定について。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

富士見地区公会堂に係る指定管理者の指定期間満了に伴い、新たに指定管理者の指定をする必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次のページをお願いいたします。

富士見地区公会堂の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記。

1. 公の施設の名称及び所在地。富士見地区公会堂。東京都八丈島八丈町三根4869番地1。
2. 指定管理者の名称及び所在地。八丈島文化協会、会長、山下和彦。東京都八丈島八丈町三根4869番地1。
3. 指定管理の期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日。

こちらは、この文化協会は営利を目的としない自主的な文化活動を通して、八丈島の地域文化の普及振興に努め、やりがいのある生活や志向と豊かな人間性を養い、地域づくりに寄与することを目的とした団体でございます。これまでこの団体は富士見地区公会堂の管理運営に当たり、適正に事業を行ってきた実績があります。

また、令和4年12月16日に同団体と公会堂の事業計画等について協議を行い、指定管理者の指定を受ける意志も確認いたしました。よって、同団体は当施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することを明確に期待できるため、八丈町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に該当するものとして、公募によらず指定管理者として選定したい

ものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第30号 富士見地区公会堂の指定管理者の指定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第19、議案第31号 損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 書類番号の12をお願いいたします。

議案第31号 損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定について。

八丈町は、八丈町立大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、損害賠償の額を下記のとおり決定する。

損害賠償の理由。令和4年7月22日16時頃、駒沢公園競技場において、サッカー部の大会

で、試合中、ボールを蹴った際に左足の付け根が痛くなった事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、この損害を賠償する。

損害賠償の額。11万3,360円。

損害賠償の相手方。保護者、東京都八丈島八丈町大賀郷。

支払いの方法は振込でございます。

この損害賠償ということについてですが、学校管理下の児童・生徒の事故と申しますか、かかましましては、かかった医療費はこの日本スポーツ災害給付金スポーツ損害保険で給付されます。この損害賠償の額というのは、それ以外の島外に行ったときの保護者の負担で、東京ー八丈間の移動費用と、それから宿泊費、それから病院に通う交通費を町独自の施策として支援するものでございます。それを損害賠償と申しておりまして、その額が11万3,360円ということでございます。このほかに、医療費に関しては損害保険で支給されております。

以上でございます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第31号 損害賠償の額の決定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第20、議案第32号 損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） それでは、次のページをお願いいたします。

議案第32号 損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

同じく、損害賠償の額の決定について。

八丈町は、八丈町立大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、損害賠償の額を下記のとおり決定する。

1、損害賠償の理由。令和3年11月19日7時50分頃、大賀郷中学校通学路において、学校に登校中、自転車を走行していたところ、右膝が痛くなった事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、この損害を賠償する。

2、損害賠償の額。12万2,740円。

3番、損害賠償の相手方。保護者、東京都八丈島八丈町三根。

4番、支払の方法。振込。

ということで、このけがの発生時期は令和3年11月、令和3年の事故ですけれども、当初は町立病院に通院していて、令和4年の9月に町立病院の整形外科医師から島外の受診を勧められて、令和4年9月に島外受診をしたものに対しての損害賠償の額でございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第32号 損害賠償の額の決定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第21、議案第33号 損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 次のページをお願いいたします。

議案第33号 損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和5年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定について。

八丈町は、八丈町立富士中学校生徒の負傷事故に対し、損害賠償の額を下記のとおり決定する。

1、損害賠償の理由。令和3年9月6日17時30分頃、富士中学校体育館において、バスケットボール部活動中に試合形式の練習をしていたところ、シュートをした後の着地で右足を捻りながら転倒した事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、この損害を賠償する。

2、損害賠償の額。46万4,314円。

3、損害賠償の相手方。保護者、東京都八丈島八丈町三根。

4、支払の方法。振込。

ということで、この生徒も令和3年にけがをしたんですけれども、令和4年の2月まで経過観察を兼ねながら町立病院に通っておりました。やはり整形外科の医師から島外の受診を勧められて、令和4年の2月に島外受診をして、昨年夏休み、8月にこの子は実際に手術をしまして、現在も経過観察で通院中でございます。この保護者の方と、金額を見ていただくと少なくないものでございますので、この支援の趣旨からして4年度までの額を決定させていただきました。今後も通院、経過観察、島外の手術をした病院に通院しますので、5年

度の末にまたこの同じ生徒の損害賠償額が出る可能性がございます。令和4年度までの額で
ございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

3番。

○3番（奥山幸子君） 額が多いので、その理由、その前の症例と比べると事故を起こした、
同じぐらいの時期なのにこれだけ多いというのはどういう、その症例の中身が違うのか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 事故の中身はそれぞれ違いますけれども、この生徒の場合は実際
に手術をしております。手術をしておりますして、手術の箇所が複数か所に上っております。
その原因もありまして、手術をして、経過観察をその病院でしなければならないということ
になっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○3番（奥山幸子君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第33号 損害賠償の額の決定
については原案どおり可決いたしました。

◎承認第1号ないし承認第5号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、議員派遣についてお諮りします。

日程第22、承認第1号から日程第26、承認第5号の議員派遣承認については一括して議題

にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を
求めるものであります。

これより休憩いたします。

(午後 1時16分)

○議長(山本忠志君) それでは、休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時28分)

○議長(山本忠志君) 日程第22、承認第1号 令和5年度東京都町村議会議員講演会について
は、議員全員を派遣いたします。

それから、日程第23、承認第2号 令和5年度要望活動については、2番、浅沼隆章君、
8番、岩崎由美君と私を含め3名を派遣いたします。

次に、日程第24、承認第3号 令和5年度町村議会議長・副議長研修会については、副議
長と私が参ります。

続いて、日程第25、承認第4号 小笠原親善訪問については、4番、浅沼清孝君、5番、
山下則子君と私の3名を派遣いたします。

続いて、日程第26、承認第5号 令和5年度行政視察研修に係る議員の派遣については研
修視察委員に一任することとし、日程等の変更及び緊急を要する議員の派遣については議長
に一任し、定例会で報告を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎散会の宣告

○議長(山本忠志君) 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

令和5年第1回八丈町議会定例会、第3日目を散会いたします。

次の会議は、3月30日木曜日、午前9時より開議いたします。

(午後 1時30分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月15日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 真 田 幸 久

署 名 議 員 淺 沼 隆 章